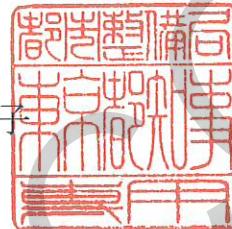


〒174-0074
東京都板橋区
東新町1-50-12

(株) 鈴木工業

鈴木 聖也 様

東京都知事 小池百合子



特定建設業の許可について（通知）

令和元年 9月30日付けで申請のあった特定建設業については、
建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので
通知します。

なお、国土交通大臣に係る許可については、建設業法第9条第1項の
規定により、この許可をもってその効力を失ったので、念のため申し添
える。

記

許可番号

東京都知事

許可（特一）第 150941 号

許可の有効期間

令和元年10月25日から令和6年10月24日まで

建設業の種類

とび・土工工事業
鋼構造物工事業
しゅんせつ工事業
水道施設工事業

土木工事業
石工事業
舗装工事業
塗装工事業
解体工事業

注）許可の更新申請を行う場合の書類提出期限；令和6年9月24日
(裏面の注意事項をお読みください。)

産業廃棄物搬入承認書

申請者 住所 東京都板橋区東新町一丁目50番12号

氏名 株式会社 鈴木工業

代表取締役 鈴木 聖也

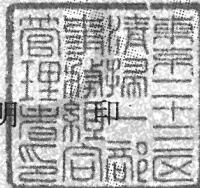
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

さきに申請のあった産業廃棄物の搬入については、東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例施行規則第5条第3項の規定により、次のとおり承認する。

令和 4年 7月 1日

東京二十三区清掃一部事務組合管理者

山崎 孝明



搬入者コード	1060320	有効期間	令和 4年 7月 ~ 令和 7年 6月			
産業廃棄物 を排出する 事業場	所在地	都内各所				
	名称	株式会社 鈴木工業				
	業種名	建設業				
廃棄物の種類	排出量 (kg/月)	運搬主体				
紙くず	1,000	自己運搬	委託			
		車両番号	車両重量	産業廃棄物収集運搬業者名	許可番号	
木くず	8,000	所沢 100 せ 2423	5,210			
繊維くず	1,000	所沢 400 と 2446	2,930			
合計	10,000					
運搬回数	1	回 / 1か月	②	1回 / 2~5か月	3	1回 / 6か月~1年
備考						

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、東京二十三区清掃一部事務組合管理者に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、当組合を被告として（訴訟において当組合を代表する者は管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

産業廃棄物収集運搬業許可証

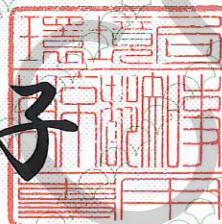
住所 東京都板橋区東新町一丁目50番12号

氏名 株式会社鈴木工業
代表取締役 鈴木 聖也

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和元年 6月15日

許可の有効年月日 令和6年 6月14日

1 事業の範囲

(1) 業の区分

収集・運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類
(石綿含有産業廃棄物を含む。) (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(以上7種類)

2 積替え保管施設

3 許可の条件

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

4 許可の更新・変更の状況

平成21年 6月15日 新規許可
令和元年 6月15日 更新許可 第2回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)

令和元年 7月 1日

指令産廃第9-142号

許可番号 01102148893

産業廃棄物収集運搬業許可証

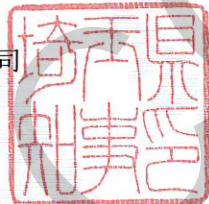
住所 東京都板橋区東新町一丁目50番12号

氏名 株式会社 鈴木工業

代表取締役 鈴木 聖也

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 上田 清司



許可の年月日 令和 元年 7月 1日

許可の有効年月日 令和 6年 6月15日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を除く。）

(2) 取り扱える産業廃棄物の種類

廃プラスチック類(*) (#1)

紙くず

木くず

繊維くず

金属くず (#1)

ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず(*) (#1)

がれき類(*)

以上7種類

※ 産業廃棄物の種類に(*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

※ 産業廃棄物の種類に(#1)表示のある場合は水銀使用製品産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

※ 産業廃棄物の種類に(#2)表示のある場合は水銀含有ばいじん等を含み、表示のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ該当なし

3. 許可の条件

特になし

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成21年 6月16日	指令西環第1-8号	新規許可
平成24年11月26日	指令産廃第8-81号	変更許可（3種類の石綿含有産業廃棄物の追加）
平成26年11月17日	—	変更届（住所）
平成30年 2月14日	—	変更届（住所）
令和元年 7月 1日	指令産廃第9-142号	更新許可

5. 積替え許可の有無 無

※ 県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)

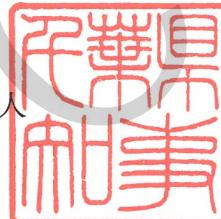
産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都板橋区東新町一丁目50番12号

氏名 株式会社 鈴木工業
代表取締役 鈴木 聖也

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊谷 俊人



許可の年月日

令和4年6月2日

許可の有効年月日

令和9年5月20日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破碎物を除く）、イ 紙くず、ウ 木くず、エ 繊維くず、オ 金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破碎物を除く）、カ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破碎物を除く）、キ がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成24年5月21日 新規許可

令和4年6月2日 更新許可・変更届（役員変更）

4. 積替え許可の有無 有・無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都板橋区東新町一丁目50番12号

氏 名 株式会社鈴木工業

〔法人にあっては名称
及び代表者の氏名〕
代表取締役 鈴木 聖也

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事

黒 岩 祐



許可の年月日

令和4年5月29日

(初回許可年月日 平成24年5月29日)

許可の有効年月日

令和9年5月28日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類（取扱う産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

廃プラスチック類（※1※2）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（※2）、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（※1※2）、がれき類（※1）

※1：石綿含有産業廃棄物を含む。

※2：水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※3：水銀含有ばいじん等を含む。

(注1) 石綿含有産業廃棄物を含む旨、水銀使用製品産業廃棄物を含む旨又は水銀含有ばいじん等を含む旨の注記がない種類については、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さなし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和4年5月29日 更新許可

5. 積替え許可の有無 無

無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

備考

「5. 積替え許可の有無」には、政令市の許可を記載した。



神奈川県

様式第七号（第十条の二関係）

9926

許可番号 00801148893

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都板橋区東新町一丁目50番12号

氏名 株式会社 鈴木工業

代表取締役 鈴木 聖也

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。
~~第14条第2項~~

茨城県知事 大井川和彦



許可の年月日

平成31年1月7日

許可の有効年月日

平成35年10月1日

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）

積替え保管を除く：廃プラスチック類（自動車等破碎物を除き、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破碎物を除き、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破碎物を除き、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）以上7種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

該当なし。

3. 許可の条件

特になし。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	変更内容	許可（届出）年月日	変更内容
平成25年10月2日	新規許可		
平成26年12月1日	変更届（住所の変更）		
平成30年2月9日	変更届（住所の変更）		
平成31年1月7日	更新許可		
	以下余白		

5. 積替え許可の有無 有・無

(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

市名

許可番号

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都板橋区東新町一丁目50番12号

氏 名 株式会社鈴木工業

代表取締役 鈴木聖也

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事

大澤 正明



許可の年月日

平成 30年 10月 3日

許可の有効期限

平成 35年 10月 2日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

①廃プラスチック類、②紙くず、③木くず、④繊維くず、⑤金属くず、⑥ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑦がれき類（以上7種類）

※①については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑤については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑥については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑦については、石綿含有産業廃棄物を含む。

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

平成 30年 10月 3日 新規許可

4 積替え許可の有無

有・